

脱炭素社会の実現に関する重点提言

地域における脱炭素社会の実現に向け、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の脱炭素化に向けた取組の推進

(1) 特定の主体が過度の責任や負担を抱えることなく、すべての関係主体が責任や負担を分かち合い、それぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素社会の実現に取り組むことができる仕組みを構築すること。

(2) 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められる仕組みを構築すること。

また、地方公共団体実行計画の策定・改定や地域脱炭素化促進事業等に取り組む都市自治体が円滑に進めることができるよう、必要に応じて、国の地方支分部局や都道府県による支援を確実に実施すること。

(3) 脱炭素地域づくりに取り組むすべての地域や主体の多様な取組を支援するため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付対象、申請上限額、事業期間を大幅に拡充するとともに、所要額を確保すること。

また、それぞれの実情に応じた柔軟な活用ができるよう、より一層の運用改善を図ること。

(4) 地域脱炭素の推進に係る計画策定や庁舎等への太陽光発電設備の設置、電動車の導入など、都市自治体が自ら実施する脱炭素化の取組が一層推進されるよう、財政措置を拡充するなど積極的な支援を講じること。

特に、令和7年度までとされている脱炭素化推進事業債の事業期間を延長すること。

(5) 都市自治体のマンパワーや地域の脱炭素化において中核的な役割を担う人材が不足していることから、都市自治体のニーズに応じた専門家の派遣等にワンストップで常時対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材の育成・確保に係る支援措置を継続・拡充すること。

(6) 都市自治体が地域の現状把握や脱炭素化に関する計画、施策等のPDCAサイクルを効率的かつ効果的に回すことができるよう、必要な統計データ

や知見、ノウハウ等をワンストップで常時提供する情報基盤を整備すること。

- (7) 住宅・建築物の脱炭素化に当たっては、補助制度の拡充を図るとともに、地域的制約にも対応した技術開発に係る支援をはじめ、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材の積極的な活用、地域の中小工務店等の施工技術向上や人材育成、国費による十分な財政支援など、必要な措置を講じること。

2. 地域と共生・調和した再生可能エネルギーの導入・拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入・拡大の促進に当たっては、環境や景観の保全、系統制約の克服等の課題への適切な対応、地域の脱炭素化と雇用・産業の創出や災害対応力の強化といった地域課題の解決の同時達成など、関係主体が地域との共生・調和を図りながら、各地域の特性や実情に応じて取り組むことができるよう必要な措置を講じること。

- (2) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等を整備し、適切に運用すること。

特に、営農型太陽光発電事業の不適切事案については、改正農地法により厳格な措置を講じることとされているが、その施行状況等を検証し、必要に応じた措置を講じること。

- (3) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう、リユース・リサイクルや適正処理に関する制度、発電事業の終了時等に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。

3. 国の主体的な関与の下、電力系統の増強を迅速かつ確実に推進するとともに実効性のある系統運用の改善を遅滞なく行うこと。